

令和 4 年 3 月 22 日
中部近畿産業保安監督部

鉱山災害に係る注意について

中部近畿産業保安監督部は、令和 4 年 3 月 22 日に重傷災害が短期間に複数回発生した、金生山石灰石鉱山の共同鉱業権者であるマルアイ石灰工業株式会社（法人番号6200001014279）に対して鉱山保安監督規程に基づき注意を行いました。

1. 岐阜県大垣市に所在する金生山石灰石鉱山の共同鉱業権者であるマルアイ石灰工業株式会社において、令和 3 年 1 月 15 日及び令和 4 年 1 月 11 日に連続して重傷災害が発生しました。
2. これらの災害について、明確な鉱山保安法違反及び不適合は認められませんでした。短期間に複数の重傷災害を発生させており、いずれの災害においても一歩間違えば重大災害となっていたことが容易に予見されます。
3. このため、当監督部は、このような災害を二度と発生させないよう、今後、法令を遵守するとともに、これらの災害に対して講じられた措置に基づき対策を実施し、再発防止について万全を期すよう令和 4 年 3 月 22 日に注意を行いました。

[問い合わせ先]

中部近畿産業保安監督部 鉱山保安課長 中村 昌司
電話：（052）951-2561（直通）